

令和4年第2回

印西市教育委員会定例会会議録

令和4年2月15日（火）

令和4年第2回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和4年2月15日(火)午後1時30分

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 議案第1号

印西市教育委員会規程で定める様式の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程の制定について

日程第 5 議案第2号

行政手続における押印義務付けの見直しに伴う関係規程の整理に関する規程の制定について

日程第 6 議案第3号

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第4号

印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 議案第5号

印西市給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 9 議案第6号

印西市教育委員会規則で定める様式の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第10 議案第7号

行政手続における押印義務付けの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第11 議案第8号

印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第12 議案第9号

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第13 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

教 育 長 大 木 弘

1 番	教育長職務代理者	大 野 忠 寄
2 番	委 員	寺 田 充 良
3 番	委 員	鈴 木 裕 枝
4 番	委 員	栃 尾 知 子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(5名)

教 育 部 長	高 橋 清
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	坂 卷 順 一
学 務 課 長	佐 久 間 庸 夫
指 導 課 長	吉 野 高 明
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 圭 一

職務のため出席した職員(2名)

教 育 総 務 課 総 務 係 係 長	荒 川 由 弥
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査 補	浅 野 嘉 人

(13時30分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和4年第2回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、寺田委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

(教育長報告)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

日程第3 教育長報告を行います。

経過報告から申し上げます。

2月2日水曜日、令和4年第1回教育委員会臨時会が市役所で開催されました。

7日月曜日、第8回市校長会議が教育センターであり、出席をいたしました。

9日水曜日、令和3年度千葉県都市教育長協議会第3回役員会がオンライン会議という形で実施され、参加をいたしました。

14日月曜日、学校給食センター運営委員会の予定だったのですが、書面開催となりました。

15日火曜日、令和3年度末人事異動関係第2次面接が栄町であり、出席をいたしました。令和4年第2回教育委員会定例会が現在開催されております。

行事予定でございます。

2月16日水曜日、令和4年第1回印西市議会定例会が開会されます。会期は3月17日まででございます。

25日金曜日、第3回市防災会議が市役所で開催されます。

26日土曜日、2022いんざい室内棒高跳びが松山下公園総合体育館で開催されます。27日までの2日間の予定でございます。

3月に入りまして、1日月曜日、第11回市教頭会議が教育センターであり、出席をいたします。

19日土曜日、印西市民アカデミー卒業式及び修了証書授与式が文化ホールであり、出席をいたします。

22日火曜日、令和4年第3回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

何かご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか

各 委 員

教 育 長

なし

以上で教育長報告を終わります。

ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、大野教育長職務代理者をお願いをいたします。よろしく願いいたします。

職 務 代 理 者

(議案第1号)

職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

日程第4 議案第1号 印西市教育委員会規程で定める様式の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程の制定についてを議題とします。

教育総務課長

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

議案第1号 印西市教育委員会規程で定める様式の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程の制定について。

印西市教育委員会規程で定める様式の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程を次のように制定する。

令和4年2月15日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、議案第1号についてご説明をいたします。

次の議案第1号審議資料1-1ページをご覧ください。

1、改正の要旨でございますが、印西市教育委員会規程で定める様式の様式中、敬称及び性別の記載を削るものでございます。

2、改正の理由でございますが、行政宛てに提出する申請書等のうち、宛先に様を付することが二重敬称の表現に当たることから見直しを行うもの。性の多様性についての理解や配慮のため、性別の記載の見直しを行うものでございます。

3、施行期日等でございますが、(1)施行期日は令和4年3月1日でございます。(2)経過措置といたしまして、この訓令の施行の際、現にある改正前の様式につきましては、当分の間、所要の調整を行って使用することができるものとしております。

改正箇所につきましては、4、新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各 委 員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)

職務代理者

日程第5 議案第2号 行政手続における押印義務付けの見直しに伴う関係規程の整理に関する規程の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第2号 行政手続における押印義務付けの見直しに伴う関係規程の整理に関する規程の制定について。

行政手続における押印義務づけの見直しに伴う関係規程の整理に関する

る規程を次のように制定する。

令和4年2月15日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、議案第2号についてご説明いたします。

次の議案第2号審議資料2-1ページをご覧ください。

1、改正の要旨でございますが、印西市教育委員会規程で定める様式の様式中、申出者及び申請者等に求めている押印を削るものでございます。

2、改正の理由でございますが、行政手続における押印義務づけの見直しに伴うものでございます。

3、施行期日等でございますが、(1)施行期日は令和4年3月1日、(2)経過措置といたしまして、この訓令の施行の際、現にある改正前の当該規程の様式は、当分の間、所要の調整を行って使用することができるものとしております。

改正箇所につきましては、4、新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

各委員  
職務代理者

(議案第3号)  
職務代理者

教育総務課長

日程第6 議案第3号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

議案第3号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年2月15日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、議案第3号についてご説明をいたします。

次の議案第3号審議資料3-1ページをご覧ください。

1、改正の理由でございますが、(1)令和4年度に学校給食課の新設に伴い、分掌事務等の関係規定を整備するものでございます。(2)目次を付するものでございます。(3)字句を整理するものでございございます。

2、改正の理由でございますが、(1)組織の改編に伴うもの、(2)章編節構造をとる例規の場合、目次を付することが一般的であるため当該改正を行うものでございます。

3、施行期日でございますが、令和4年4月1日といたしました。ただし、目次を加える改正規定及び第12条の改正規定は公布の日としております。

改正箇所につきましては、4、新旧対照表をご覧ください。

説明は以上であります。

職務代理人  
各委員  
職務代理人

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

議案第3号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理人

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

(議案第4号)  
職務代理人

日程第7 議案第4号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第4号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年2月15日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、議案第4号についてご説明いたします。

次の議案第4号審議資料4-1ページをご覧ください。

1、改正の要旨でございますが、規則中の課の表記について改めるものでございます。

2、改正の理由でございますが、先ほどの議案でもご説明しておりますが、組織の改編に伴うものでございます。

3、施行期日についてでございますが、令和4年4月1日です。  
改正箇所につきましては、4、新旧対照表をご覧ください。  
説明は以上です。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

寺田委員。

寺田委員

お尋ねします。

これは、学校給食センターから学校給食課に改められ、今までのセンター所長が課長になるのですか。それとも新たに課が設けられるのですか。

職務代理者

教育部長。

教育部長

新たに課が設置されます。その課長という職は当然おります。

それと、学校給食センターそのものが、中央学校給食センター、牧の原給食センター、印旛給食センターということでございますので、それぞれに所長が存在します。

ただ、発令上、場合によっては兼務ということはあるかと思いますが、組織上は別々の形になります。

以上です。

職務代理者

寺田委員。

寺田委員

今まで指導課長ですよ。新たな課長は。

職務代理者

教育部長。

教育部長

学校給食課長です。

職務代理者

寺田委員。

寺田委員

そうすると、指導課長とは同等の立場という形になるということですか。

職務代理者

教育部長。

教育部長

そういうことになります。

新たな課ということで、課長も置かれるということになります。

寺田委員

分かりました。ありがとうございます。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

各委員

なし

職務代理者

これで質疑を終わります。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(議案第5号)

職務代理者

日程第8 議案第5号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する



る規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第5号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年2月15日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

では、ご説明いたします。

5-1、議案第5号審議資料をご覧ください。

1、改正の要旨ですが、組織の改編に伴い、規則中の職及び事務分掌、様式について改めるものでございます。

2、改正の理由ですが、組織の改編に伴うものでございます。

3、施行期日は令和4年4月1日でございます。

詳細につきましては、4、新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第5号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(議案第6号)

職務代理者

日程第9 議案第6号 印西市教育委員会規則で定める様式の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第6号 印西市教育委員会規則で定める様式の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会規則で定める様式の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年2月15日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、議案第6号についてご説明をいたします。

次の議案第6号審議資料6-1ページをご覧ください。

本議案は教育委員会で定める規則中の様式中、敬称及び性別の記載を削るものでございます。

1、改正の要旨、2、改正の理由、3、施行期日等につきましては、先ほど議案第1号でご説明した内容と同じでございます。

改正箇所につきましては、4、新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第6号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(議案第7号)  
職務代理者

日程第10 議案第7号 行政手続における押印義務付けの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第7号 行政手続における押印義務付けの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

行政手続における押印義務づけの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年2月15日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、議案第7号についてご説明をいたします。

次の議案第7号審議資料7-1ページをご覧ください。

本議案は教育委員会で定める規則中の様式中、申出者及び申請者等に求めている押印を削るものでございます。

1、改正の要旨、2、改正の理由、3、施行期日等につきましては、先ほど議案第2号でご説明した内容と同じでございます。

改正箇所につきましては、4、新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

職務代理人	<p>よろしいですか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第7号について採決をします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各委員 職務代理人	<p>異議なし</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。</p>
(議案第8号) 職務代理人	<p>日程第11 議案第8号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>教育総務課長。</p>
教育総務課長	<p>議案第8号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について。</p> <p>印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。</p> <p>令和4年2月15日提出。</p> <p>印西市教育委員会教育長、大木 弘。</p> <p>それでは、議案第8号についてご説明をいたします。</p> <p>次の議案第8号審議資料8-1ページをご覧ください。</p> <p>1、改正の要旨でございますが、学校給食課に関する個別専決事項を規定するとともに、所要の改正を行うものでございます。2、改正の理由でございますが、組織の改編に伴うものでございます。3、施行期日でございますが、令和4年4月1日でございます。</p> <p>改正箇所につきましては、4、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
職務代理人 各委員 職務代理人	<p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>なし</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第8号について採決をします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各委員 職務代理人	<p>異議なし</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p>
(議案第9号) 職務代理人	<p>日程第12 議案第9号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。</p>

教育総務課長

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

議案第9号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和4年2月15日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、議案第9号についてご説明をいたします。

次の議案第9号審議資料9-1ページをご覧ください。

1、改正の要旨でございますが、(1)学校給食課の文書記号を規定するものでございます。(2)法令名の整理その他所要の改正を行うものでございます。

2、改正の理由でございますが、(1)組織の改編に伴うもの、(2)行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴うものでございます。

3、施行期日でございますが、別表第1の改正規定は令和4年4月1日、その他の改正規定は公示の日としております。

改正箇所につきましては、4、新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第9号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(その他)  
職務代理者

日程第13 その他について、何かありますか。

学務課長。

学務課長

それでは、令和3年度小・中学校卒業式、公立幼稚園の卒園式につきまして、お知らせいたします。

次のページの資料にございます予定表のとおりでございますが、現在の新型コロナウイルス感染症の状況から、学校規模によりますが、保護者の参加を1名ないし2名までとし、来賓や市教育委員会の参加はなしで感染予防対策を十分取った上で実施することになります。

なお、資料にはございませんが、令和4年度入学式、入園式につきま

しては、小学校は4月11日月曜日、中学校は4月8日金曜日、幼稚園は4月12日火曜日を予定しておりますが、来賓、市教育委員会の参加につきましては、今後の感染状況を見て3月上旬に判断し、お知らせしてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひします。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

今の件について質疑はありませんか。

なし

ほかにその他、何かありますか。

指導課長。

指導課長

それでは、イングリッシュアカデミージャンプ、中学生海外派遣研修について説明させていただきます。資料はございません。

令和4年度の中学生派遣研修につきまして、プロポーザル審査委員会を立ち上げて検討を始めたところでしたが、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大をしたことから、業者4社に現在の状況を確認をしたところ、全ての業者において、この8月実施に関して、現時点で計画は立てられないという状況でした。

オーストラリアの入国規制も厳しいですし、またオーストラリアから帰国した際の国内での隔離が厳しいというところがありますので、8月実施は中止ということで、ホームページでも周知させていただいております。

ただ、令和4年度中の実施について、令和5年の3月に向けて実施できないか、この感染が落ち着いてきたところで計画を立てていくということになります。昨年までのケースで考えていくと、3月実施をするにしても、やはり7月、8月あたりの決定がリミットかと考えているところです。

以上です。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

今の件について、何かご質問ありますか。

なし

ほかに、その他何かありますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課からは2点ほど報告があります。資料をご覧ください。

まず1点目ですが、印西市文化ホール指定管理者制度の導入についてご説明いたします。

文化ホールでは、指定管理者制度導入について、以前より検討してまいりましたが、検討した結果、令和5年度より指定管理者制度を導入して、文化ホールの運営を実施していきたいと考えており、今回、スケジュールなど検討内容についてご報告いたします。

1、導入の目的ですが、印西市文化ホールの設置目的である市民の文化振興及び福祉の増進を図るため、より効果的に施設を管理運営するこ

とができるよう検討を行いました。

また、市民の自主的な文化芸術活動への支援及び文化芸術に触れる機会の拡充を効果的に達成でき、多様化する市民ニーズに対応し、事務の効率化、費用の削減が見込まれることから、指定管理者制度の導入を予定するものでございます。

2の検討結果ですが、公の施設である印西市文化ホールの管理運営について、民間企業等のノウハウを活用し、民間ならではのサービスが提供できることで、導入の目的に対し、施設管理業務における効率化、合理化が図られるため、指定管理者による管理運営に向けた事務手続を進めてまいります。

(1)専門性、経験、実績につきましては、資料に記載しましたとおり、県内の半数程度は指定管理者制度を導入している状況であります。

(2)市民サービスの向上につきましては、民間のノウハウを活用した場合、サービス向上が施設運営に反映できるものと考えられます。現在の職員による直営形態と比較した場合、自主事業の選定方法、実施方法、実施回数や有料チケットの販売等、スピード感を持って施設運営に反映できるものと考えられます。

費用削減等につきましては、経費の削減が見込まれることが予想されます。行政組織のスリム化、職員数の削減が見込まれます。

(4)ニーズの多様化につきましては、多種多様なニーズに対し、効果的に実施できるものと考えられます。

(5)行政が管理すべき必要性につきましては、施設運営方法など、効果的に達成できるものと考えられます。

続きまして、3、導入スケジュールについてご説明いたします。

指定管理者制度の導入については、令和5年4月1日より管理運営の開始を予定しておりますので、事務スケジュールの内容は次のとおりになります。

令和4年5月に、まず、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正を教育委員会定例会で行います。その後、6月に印西市文化ホールの設置及び管理条例について市議会において一部改正を行います。その後、7月に設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正を教育委員会定例会で行い、8月に指定管理者の募集、10月から11月にかけて、事業者書類審査、面接審査、12月には指定管理者の指定、翌令和5年1月には指定管理者の指定を教育委員会定例会で諮りまして、基本協定の締結、事業者への業務の引継ぎを行ったのち、令和5年4月1日、指定管理者による運営の開始を予定しております。

導入に向け、他市町村の事例などを参考に、よりよい文化ホール運営ができるよう調査研究を進め、導入に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、印西市の文化ホールの使用料についてご説明いたしま

す。

文化ホールの使用料につきましては、先ほどご説明いたしました指定管理者制度の導入に合わせて使用料の改定を検討していきます。

まず1ですが、使用料についてですが、文化ホール施設使用料は、市の算定基準を準用した料金設定を今後検討していきます。

2ですが、施設使用料に関する基本的な考え方でございますが、(1)受益者負担の原則、(2)算定方法の統一、(3)サービスの性質による負担割合の設定となります。

3、使用料の改定についてでございますが、現在の使用料は県内近郊市町村の使用料を参考にして算定しておりましたが、市の施設使用料に関する基本的な考えを踏まえて改定する方向で検討いたします。

4、休日・夜間料金ですが、ホール及び多目的室について現行の休日・夜間料金は、県内近郊の使用料を参考にして割増し料金を設定しておりましたが、休日・夜間に対しての割増し料金の設定はせず、平日料金と同額として考えております。また、その他の会議室等の夜間料金も同じく割増し料金は設定しないことで考えております。

次に、文化ホール使用料改定(素案)をご覧ください。

今後、検討していく改定使用料の料金表でございます。基本的な使用区分の変更はございませんが、全日としてこの区分を連続して使用する場合には、12時から13時、17時から18時の1時間分の料金をそれぞれ頂く形を考えております。

説明は以上でございます。

職務代理者

今の2点についての質疑はありませんか。

寺田委員

寺田委員。

生涯学習課と、指定管理制度で導入される業者とは、月に何回かコミュニケーションを図る予定になっているのですか。

会議はやるのですか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

特に会議・打合せを行う予定はありません。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

いかがでしょうか。

鈴木委員

鈴木委員。

使用料は、印西市在住の人が借りた場合の金額ということで、もし在住の人ではない場合というのは金額が変わったりしますか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

市内と市外の区分は設定させていただく予定でございます。金額は変わります。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

ほかにその他、よろしいでしょうか。

指導課長	<p>指導課長。</p> <p>それでは、資料はございませんけれども、現在の市内小・中学校の新型コロナウイルスの感染状況をお伝えしたいと思います。</p> <p>まず、新型コロナウイルスの陽性児童・生徒ですが、3学期になって1月5日から2月10日まで、先週までです、この約6週間での陽性者は合計で309名おります。</p> <p>1月5日から、今日までですけれども、各学校の臨時休業の状況ですが、休校した学校は1校、学年閉鎖は4校で5学年、学級閉鎖は19校で41学級。本日現在では、3校で5学級が学級閉鎖をしております。</p> <p>各学校からの新型コロナウイルスに関する情報を指導課ですべて記録をしていく中で、一気に増えて、それが一気に下がるのではなくて、まだ高止まりをしている印象です。ですので、世間で言われているピークアウトというものがちょっとまだ読めない。なんとなく少しは減っているかとは思っているのですけれども、未だ高い状態で、少し下がったかなぐらいのことなので、ぐっと下がったという感じには今のところ感じられないというのが、全国的にもそうかもしれないのですけれども、印西における小・中学校の児童・生徒の感染者状況です。</p>
職務代理者	<p>以上です。</p> <p>今の件について、何かご質問ございますか。</p> <p>鈴木委員。</p>
鈴木委員	<p>6週間で合計309名ということだったのですが、その児童・生徒の中で重症化した児童・生徒等はいますでしょうか。</p>
職務代理者 指導課長 鈴木委員 職務代理者	<p>指導課長。</p> <p>幸いにも重症化した児童・生徒はおりません。</p> <p>分かりました。</p> <p>ほかにご質問ございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>その他、何かありますか。</p>
各委員 職務代理者	<p>なし</p> <p>これでは、これで日程第13 其他を終わります。</p> <p>それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願ひします。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局から次回教育委員会会議の開催日等についての連絡がありますのでお願ひいたします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課長。</p> <p>次回、令和4年第3回印西市教育委員会定例会は、3月22日火曜日の14時から、こちら41会議室で行う予定でございます。よろしくお願ひいたします。</p>



(閉議の宣告)

教 育 長

(閉会の宣告)

教 育 長

以上でございます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和4年第2回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(14時14分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年2月15日

教 育 長	大 木	弘
署 名 委 員	寺 田	充 良